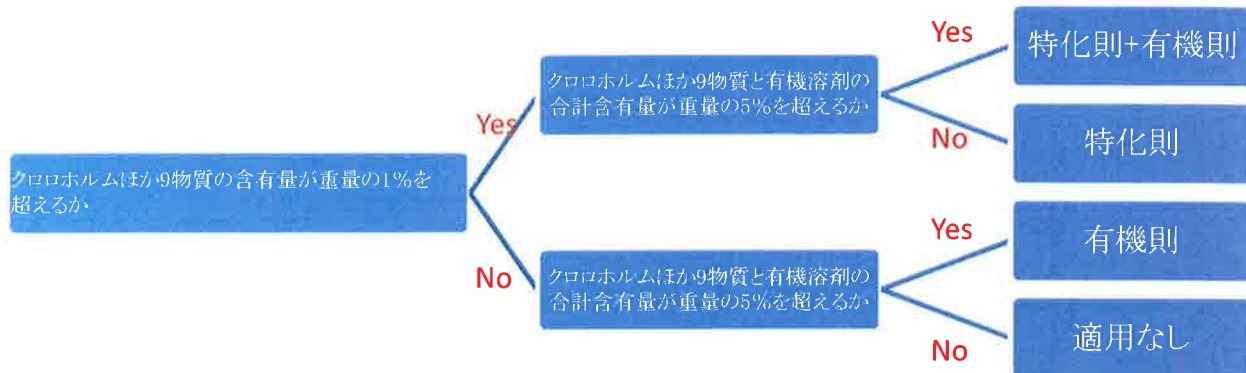


クロロホルムほか9物質について、有機溶剤から特定化学物質へ移行し、発がん性を踏まえた措置が義務づけられます。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成26年8月20日政令第288号)が公布

これまでの有機溶剤中毒予防規則では含有量の5%を超えるものが対象でしたが特定物質障害予防規則(特化則)の適用により含有量の1%を超えるものが対象になります。



含有量はSDS(安全データシート)に記載されています。

【対象物質】

物質名	用途等
クロロホルム	合成樹脂原料、試験研究用試薬、抽出溶剤
四塩化炭素	合成原料、農業原料、試験研究用試薬、
1,4-ジオキサン	工業用反応溶剤、合成皮革溶剤、洗浄溶剤、絶縁油剤、医薬品原料
1,2-ジクロロエタン (1,2-ジクロロエタン) (別名二塩化エチレン)	合成樹脂原料、洗浄溶剤、工業用反応溶剤、殺虫剤
ジクロロメタン (ジクロロメタン) (別名二塩化メチレン)	金属洗浄剤、電子機器・部品洗浄剤、医薬・農業抽出溶剤、エアゾール噴射剤、塗料剥離剤、工業用反応溶剤、接着剤
スチレン	合成樹脂原料、合成ゴム原料
1,1,2,2-テトラクロロエタン (1,1,2,2-テトラクロロエタン) (別名四塩化アセチレン)	他の塩素化炭化水素製造の際の中間物、溶剤
テトラクロロエチレン (テトラクロロエチレン) (別名パークロロエチレン)	代替フロン原料、ドライクリーニング溶剤、洗浄溶剤、塗料溶剤
トリクロロエチレン (トリクロロエチレン)	金属洗浄剤、合成原料、塗料溶剤、ゴム溶剤
メチルイソブチルケトン (MIBK)	合成樹脂溶剤、塗料溶剤、印刷インキ溶剤、接着剤溶剤

【規制の対象】

- ・「クロロホルムほか9物質」「クロロホルムほか9物質の含有量」を用いて屋内作業場等において行う有機溶剤業務が対象です。
(有機溶剤業務及び屋内作業等の範囲は、有機溶剤中毒予防規則と同じ)
- ・ジクロロメタンにおいては過去に洗浄、払拭業務に従事させたことがある労働者も対象です。